

衆議院内閣委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 3 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

- 1 ①重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣提出第 24 号）
②経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 25 号）
 - ・高市国務大臣、辻外務副大臣、上月経済産業副大臣、尾崎国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - （質疑者）渡辺周君（立憲）、中谷一馬君（立憲）、本庄知史君（立憲）、山崎誠君（立憲）、太栄志君（立憲）、堀場幸子君（維教）、住吉寛紀君（維教）、青柳仁士君（維教）、塩川鉄也君（共産）、浅野哲君（国民）、緒方林太郎君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

渡辺周君（立憲）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（以下「セキュリティ・クリアランス法案」という。）

- ア 外国人に対する適性評価の考え方
- イ 外国人に対する適性評価のための調査の方法及び調査における外国機関との連携
- ウ 適性評価のための調査を行う組織
- エ 適性評価のための調査における照会対象に興信所・探偵事務所や反社会的組織が含まれるかの確認及び調査と個人情報保護や守秘義務との関係
- オ 適合認定を受ける事業者の施設整備等に対する資金援助及び相談窓口設置の必要性
- カ 被用者が漏えい問題を起こした場合の雇用者責任及び採用時の人的スクリーニングの必要性

中谷一馬君（立憲）

- (1) 吉村大阪府知事の特定メディア等に対する 2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）への出入禁止発言（以下「出入禁止発言」という。）
 - ア 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）の理事会で理事が特定の人物等の大阪・関西万博への出入禁止を提案することの可否
 - イ 出入禁止発言が協会のコンプライアンス規程に抵触する可能性
 - ウ 出入禁止発言の適切性
 - エ 出入禁止発言について協会に監督上必要な措置を行う予定がないことの確認
 - オ 吉村知事が出入禁止発言を謝罪・撤回するよう協会に対し監督上必要な措置を行う必要性
 - カ 大阪・関西万博において不当な出入禁止措置がとられないよう、高市国務大臣が閣内で進言する必要性
- (2) セキュリティ・クリアランス法案
 - ア 重要経済安保情報を情報監視審査会の監視対象とすること
 - a アの重要性
 - b アを本法律案に明記する必要性
 - c アに対する高市国務大臣の姿勢
 - イ 適性評価
 - a 内閣総理大臣を評価対象としない理由
 - b 内閣総理大臣を評価対象とすることにより生じる問題
 - c 調査担当者のクリアランス保有の必要性
 - ウ クリアランス保有者を優遇することが非保有者への不利益取扱いに当たるかの確認

- エ クリアランス保有者に対する、SNS利用や海外渡航についての注意喚起の具体的内容及びその公表時期
- オ クリアランス保有者の個人情報保護の必要性及び具体的な取組
- カ 企業のFOCI（外国による所有、管理又は影響）の観点からクリアランスを保有すべき者の範囲及び組織クリアランスの対象とすべき範囲

本庄知史君（立憲）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 防衛、外交、スパイ防止及びテロ防止に関するコンフィデンシャル級の情報漏えいより重要経済安保情報の漏えいの罰則が重くなっている理由
- イ トップシークレット級、シークレット級、コンフィデンシャル級の情報漏えいに対する罰則の在り方
- ウ 特定秘密保護法に関する政府部内の検証、監視体制
 - a 設置の根拠及び所掌事務
 - b 課題及び評価
 - c 重要経済安保情報も監視対象とする必要性
 - d 独立公文書管理監による重要経済安保情報の検証・監察を行う方針の確認
- エ 行政文書の管理に関するガイドラインにおける秘密文書の区分との関係
- オ 経済産業省が指定する特定秘密、極秘文書、秘文書の件数及び重要経済安保情報あるいは重要経済基盤保護情報に該当し得るものの件数
- カ トップシークレットあるいはシークレット級で特定秘密に該当しない重要経済基盤保護情報が想定されない理由
- キ カについて高市国務大臣と経済産業省の答弁が異なる理由
- ク 特定秘密保護法の運用基準の見直しの内容
- ケ トップシークレット、シークレット級の重要経済基盤保護情報を特定秘密として指定する場合の法改正の必要性

山崎誠君（立憲）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 特定核燃料物質の防護に関する情報の管理の在り方
- イ コンフィデンシャル級の情報の保全に関する諸外国の動向と整合性のある制度とする必要性
- ウ 重要経済安保情報の指定件数や適性評価の対象者数等の見通しが示せない理由
- エ 重要経済安保情報として指定される情報の具体的内容
- オ 民間企業から政府に提供された情報が重要経済安保情報として指定された場合の法的効果
- カ 重要経済安保情報として指定された情報の提供元となる民間企業への影響及び対応

太栄志君（立憲）

(1) セキュリティ・クリアランス法案

- ア 本法制定後の同盟国・同志国との情報共有の枠組みの方向性
- イ 本法制定により国際共同研究が推進されるとする理由
- ウ 重要経済安保情報を漏えいした者に対する罰則の在り方
- エ 適性評価のための一元的な調査を行う機関の人員の規模
- オ 本法の運用に当たっての国会等によるチェック体制

- カ 民間企業が保有する重要な情報の保全策
- キ 本法の運用に当たり国民の知る権利や報道・取材の自由に配慮する必要性
- (2) 経済安保推進法改正案における基幹インフラ制度の対象への港湾分野の追加
 - ア 対象事業者としての指定が見込まれる港湾運送事業者の数
 - イ 対象事業者以外のターミナルオペレーションシステム（TOS）に関わる港湾関係者のサイバーセキュリティ対策
 - ウ 対象事業者に対するサイバーセキュリティのノウハウや財政面での支援の在り方
 - エ 現行法の制定時に港湾分野を対象としなかったことの是非

堀場幸子君（維教）

- (1) 経済安保推進法改正案における基幹インフラ制度の対象に医療、国の行政機関及び地方公共団体を追加する必要性
- (2) セキュリティ・クリアランス法案
 - ア 知る権利と重要な情報の保護の両方に配慮して運用することを周知する必要性
 - イ 罪刑法定主義の観点から、指定対象となる情報を限定する必要性
 - ウ 適性評価において収集した個人情報を故意に流出させた者に対する罰則
 - エ 主要国と我が国のセキュリティ・クリアランス制度の同等性の確保
 - オ 本法が防衛、外交、スパイ、テロのコンフィデンシャル級の情報を対象とするかの確認
 - カ デュアルユース（軍民両用技術）の情報の保全の考え方
 - キ 本法制定後の特定秘密保護法の運用基準見直しの具体的な内容
 - ク 特定秘密保護法において法人に対する罰則規定がない理由
 - ケ 適性評価の調査項目の国際的な互換性の有無
 - コ 本法により外国と対等な情報保全協定を締結できることの確認
 - サ 国内外の研究者との信頼関係構築への本制度の寄与
 - シ 民間企業が保有する重要な情報の保全策

住吉寛紀君（維教）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 適合事業者の認定後に株主構成等が変更された場合の対応
- イ 秘密保持契約の期限
- ウ 適合性認定における審査の実効性確保と審査期間短縮との両立
- エ ファイブアイズとの連携の必要性
- オ セキュリティ・クリアランス制度について外国との互換性を持たせる必要性
- カ クリアランス保有者の情報管理意識を高めるための研修等の必要性
- キ 情報保護措置における情報保全とクリアランス保有者によるアクセス性の両立
- ク クリアランス保有者が政府クラウド上で経済安保情報を扱える環境整備の方向性
- ケ 特定秘密保護法と本法律案とのシームレスな運用の可否

青柳仁士君（維教）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア クリアランス保有者数及び重要経済安保情報の指定数の際限ない拡大
 - a アの防止策
 - b クリアランス保有者数及び重要経済安保情報の指定数の想定

- c bの想定がないと適正な管理体制が築けずアを防止できないとの懸念
- d 時代の変化に応じて特定秘密情報及び重要経済安保情報の範囲が拡大する可能性
- e 運用基準の改定を国会や有識者等の第三者の監視下に置く必要性
- イ 政務三役が適性評価を受けずに国家の機密情報を扱うことの是非

塩川鉄也君（共産）

セキュリティ・クリアランス法案における適性評価

- ア 適性評価の運用基準は特定秘密保護法に倣って策定することの確認
- イ 質問票は特定秘密保護法と同様のものとする事の確認
- ウ 質問票における海外渡航歴の記入様式
- エ 質問票における精神疾患の記入様式
- オ 評価対象者に対する告知書の記載内容
- カ 質問票における経済的な状況に関する項目の内容
- キ 上司等による調査票の調査事項
- ク 調査機関で疑義が生じた際の対応
- ケ クについて本人への通知の有無
- コ 警察や公安調査庁に照会した場合の記録の取扱い
- サ 適性評価の当事者に事情変更があった場合には申告及び再調査を行う事の確認
- シ 対象者が継続的に上司からチェックされる事の確認
- ス 有識者会議最終取りまとめによる継続的に状況を把握する仕組みの内容
- セ 適性調査を拒否した労働者への不利益取扱いに対する規制策及び個人情報の目的外利用の禁止の実効性の担保策
- ソ 対象者の私生活に制約を課す懸念
- タ 収集した個人情報の削除のルール
- チ 検察が公訴取消した事件についての政府の反省

浅野哲君（国民）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 他国の重要要経済基盤に関する情報が重要経済安保情報に該当する可能性
- イ 事業者側から政府に対して情報提供依頼があった際の対応
- ウ 高市大臣が就任の際に情報の取扱いや漏えい防止について研修等を受けたかの確認
- エ 情報漏えい防止策がルール化されているかの確認
- オ 適性評価を受けずに重要経済安保情報を取り扱える者として政令で定めるものの具体例
- カ 政府の審議会委員も信頼性評価の対象とする必要性
- キ クリアランス資格のポータビリティの確保
- ク 転職者本人のクリアランス資格の有無を確認する仕組み
- ケ 適性評価を受けた人材の海外流出リスク

緒方林太郎君（有志）

セキュリティ・クリアランス法案における適性評価

- ア 政務三役はセキュリティ・クリアランスの観点から問題ない人物である事の確認
- イ 情報の非公開性の要件
- ウ 特定秘密の中に重要経済安保情報が含まれていることが明確であるとする理由

大石あきこ君（れ新）

セキュリティ・クリアランス法案

ア 外国政府との情報交換の実施状況

イ ファイブアイズへの参画

a 本法案の成立とファイブアイズへの参画の関係性

b 我が国のファイブアイズへの参画についての辻外務副大臣の見解

c 米国の国家安全保障局が我が国の行政機関等の電話を盗聴していたとする報道の真偽

d ファイブアイズ参加国が国民の監視情報を共有しているという報道の真偽